

真空川町空き家等対策計画

令和3年3月

真空川町

目次

第1章. 計画の主旨.....	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
第2章. 本町の空き家等の実態.....	3
(1) 人口、世帯の推移.....	3
(2) 本町の空き家等の実態.....	6
第3章. 空き家等対策実施に関する基本方針.....	8
(1) 基本方針.....	8
(2) 計画期間.....	9
(3) 対象とする地区.....	9
(4) 対象とする空き家等の種類.....	10
(5) 空き家等の調査.....	11
第4章. 空き家等の適切な管理の促進.....	17
(1) 空き家等の適正管理に関する意識の醸成・啓発.....	17
(2) 町外居住者に対する空き家等の適正管理に関する周知.....	17
(3) 相談窓口の一元化及び相談体制.....	17
(4) 空き家等管理代行サービス等の活用促進.....	17
(5) 危険老朽空き家等に関する除却の促進.....	18

第5章. 空き家等及び跡地の活用の促進.....	19
(1) 空き家バンクの利用促進.....	19
(2) リフォーム支援や耐震改修補助等の検討.....	19
(3) 空き家等の新たな活用に向けた取り組み.....	19
第6章. 特定空家等に対する考え方及び措置.....	20
(1) 基本的な考え方.....	20
(2) 特定空家等の認定.....	20
(3) 特定空家等に対する措置.....	21
第7章. 空き家等に関する相談体制.....	23
第8章. 空き家等対策の実施体制.....	24
資料編.....	25
資料1 空家等対策の推進に関する特別措置法	
資料2 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針	
(ガイドライン)	
資料3 真室川町空き家等の適正管理に関する条例	

第1章. 計画の主旨

(1) 計画策定の背景

近年、人口減少や高齢化などを背景に全国的に空き家等が増加しており、今後も拡大していくことが予測されています。空き家等となってもそれが空き家等の所有者又は管理者（以下、所有者等）によって適切に管理されており健全な状態が維持されていれば、近隣の方へ迷惑をかけてしまったり、危険な状態になることを未然に防ぐことができます。また、条件次第では今後の利活用の可能性も広がります。しかしながら、実際には管理不全の空き家が多く、地域の暮らしや生活環境、景観などへ深刻な問題を引き起こしています。老朽化したまま放置されると、倒壊などにより人命に関わるような問題に発展する可能性も考えられます。

空き家問題は所有者の財産であることから、本来は自己責任において解決することが前提となっていますが、以下のような状況があることから、当事者に一任するだけでは空き家問題は解決しにくい側面があります。

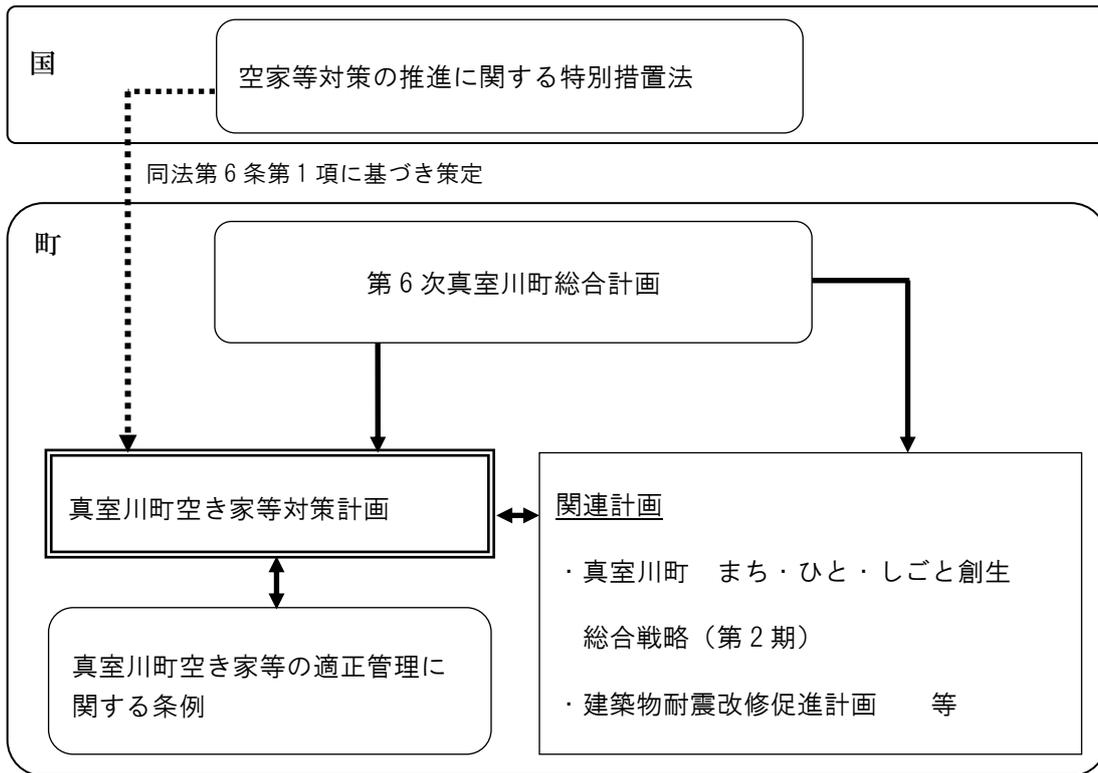
- ✓空き家等の所有者等は高齢者が多くなってきており、その多くが年金を受給して暮らしている方であることから、身体的にも経済的にも負担が大きく、空き家等を維持管理・処分することが事実上困難
- ✓空き家等の所有者等が遠方に居住している、または、将来的に住む（使用する）予定がないなどの理由から、空き家を管理する意識が希薄
- ✓所有者から相続されていない場合、利活用や処分について判断できる人がいない
- ✓建物を取り壊さず残しておいたほうが固定資産税上有利と考えている
- ✓利活用・処分する考えはあっても、具体的な方法や相談先が分からない

こうした空き家問題の解消に向けて、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、特措法）が全面施行されました。

また、真室川町においては、平成24年6月25日に「真室川町空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、管理不全空き家に対し指導を行うとともに、適正な管理を呼びかけるなど、空き家等の問題に取り組んできました。これらの経緯を踏まえ、空き家対策を総合的かつ計画的に進めることを目的とし、「真室川町空き家等対策計画」をここに定めます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、特措法第6条の規定に基づき、国土交通省による指針に即して定めたもので、本町の空き家対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。なお、本計画は、「第6次真室川町総合計画」の下に位置づけるとともに、「真室川町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画との連携や「真室川町空き家等の適正管理に関する条例」との整合を図りながら進めることとします。



真室川町空き家等対策計画の位置づけ

第2章. 本町の空き家等の実態

(1) 人口、世帯の推移

総務省統計局が5年毎に実施している「住宅・土地統計調査」によると、図1及び表1に示すように、平成30年度の全国の総住宅数は6,241万戸、そのうち空き家数は849万戸で、総住宅数に占める割合の空き家率は、13.6%となっています。また、山形県の空き家率は12.1%となっており、全国の傾向と同様、山形県についても空き家数、空き家率ともに増加傾向で推移しています。

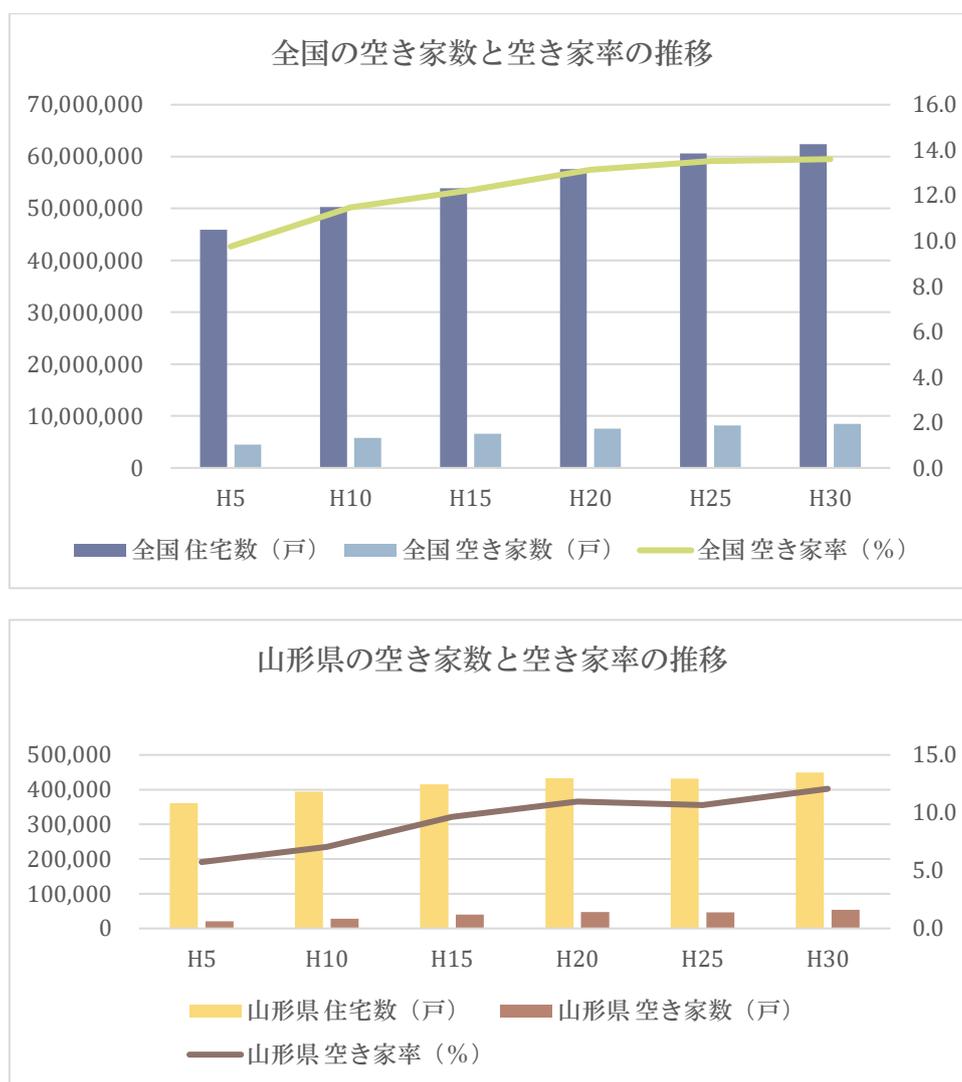


図1. 空き家数と空き家率の推移 - 全国、山形県 (平成5年～平成30年)

		H5	H10	H15	H20	H25	H30
全国	住宅数（戸）	45,878,800	50,246,000	53,890,900	57,586,000	60,628,600	62,407,400
	空き家数（戸）	4,475,800	5,764,100	6,593,300	7,567,900	8,195,600	8,488,600
	空き家率（％）	9.8	11.5	12.2	13.1	13.5	13.6
山形県	住宅数（戸）	360,700	394,200	415,000	432,700	431,900	449,000
	空き家数（戸）	20,700	27,800	40,000	47,500	46,100	54,200
	空き家率（％）	5.7	7.1	9.6	11.0	10.7	12.1

表 1. 空き家数と空き家率の推移 -全国、山形県（平成 5 年～平成 30 年）

出典：総務省統計局（住宅・土地統計調査）

真室川町の総人口は、図2及び表2に示すように年々一貫して減少し続けており、平成22年から令和元年までの10年間で約1,800人減となっています。世帯数も同様に減少傾向で推移しており、この10年間で約300世帯の減となっています。65歳以上の高齢者人口は、概ね3,000人前後の横ばいで推移しており、総人口に対して高齢者人口の占める割合が高くなっています。こうした人口減少や世帯数及び高齢化率の増加にともなって、本町の空き家等は今後も増加していくことが予想されます。

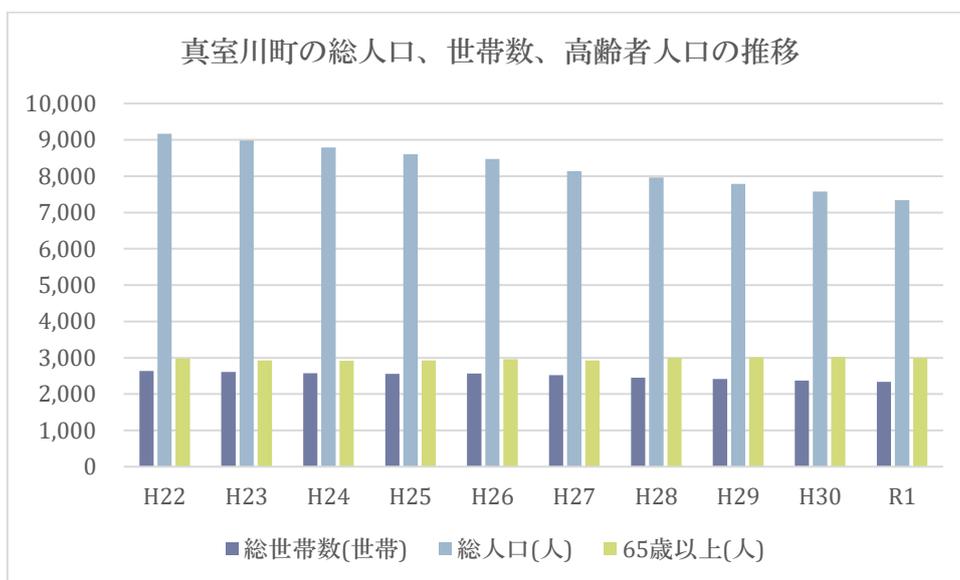


図2. 真室川町の総人口、世帯数、高齢者人口の推移（平成22年～令和元年）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総世帯数(世帯)	2,632	2,607	2,573	2,558	2,563	2,520	2,450	2,419	2,373	2,335
総人口(人)	9,165	8,983	8,791	8,607	8,469	8,136	7,959	7,790	7,573	7,336
65歳以上(人)	2,976	2,923	2,919	2,928	2,964	2,930	2,999	3,011	3,023	2,992

表2. 真室川町の総人口、世帯数、高齢者人口の推移（平成22年～令和元年）

出典：山形県の人口と世帯数（山形県社会的移動人口調査結果報告書）（各年10月1日現在）

(2) 本町の空き家等の実態

本町では、平成27年12月に町内全域を対象として空き家等実態調査を実施しました。実態調査にあたっては、区長や近隣住民への聞き取り調査などにより空き家等の可能性の高いと思われる物件について、外観目視による調査を行いました。調査で得られた情報を個別に調査票を整理し、現状の確認作業を図るため、毎年実態調査を実施してきました。

現時点で把握している空き家等の戸数は、190戸です。（表3参照）小規模の修繕により再利用が可能（又は修繕がほとんど必要ない）なAランクは、62戸（32.63%）、管理が行き届いておらず損傷もみられるが、当面の危険性はない（多少の改修工事により再利用が可能）Bランクは、39戸（20.53%）、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず損傷が激しい（老朽化が著しい）Cランクは、57戸（30.00%）、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い（解体が必要と思われる）Dランクは、32戸（16.84%）となっています。

また、空き家等の不良度が高く、不良住宅^{※1}と判断された空き家等は42戸（22.11%）となりました。なお、不良度の測定にあたっては、「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（平成23年12月）」（国土交通省住宅局住環境整備室）を参考に実施しています。

■用語の説明

※1 不良住宅とは、「主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの」と定義されています。（住宅地区改良法第2条第4号）

	状 態
Aランク	小規模の修繕により再利用が可能（又は修繕がほとんど必要ない）
Bランク	管理が行き届いておらず損傷もみられるが、当面の危険性はない （多少の改修工事により再利用が可能）
Cランク	今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず損傷が激しい（老朽化が著しい）
Dランク	倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い （解体が必要と思われる）

	真室川地区	安楽城地区	及位地区	合計(戸)	割合(%)
Aランク (評点 0点)	30	11	21	62	32.63
Bランク (評点 1~30点)	18	11	10	39	20.53
Cランク (評点 31~149点)	23 (1)	19 (3)	15 (6)	57 (10)	30.00
Dランク (評点 150点以上)	10	10	12	32	16.84
計	81	51	58	190	100.00
うち不良住宅 (評点100点以上)	11	13	18	42	22.11

表 3.真室川町の空き家等の状況

出典：真室川町 空き家等実態調査（令和 2 年 12 月現在）

第3章。空き家等対策実施に関する基本方針

(1) 基本方針

基本方針1 空き家等を適切に管理し、放置しない

空き家等が長期間使用されなかったり、適切な管理が行われず放置されたままになっていると、防災、防犯、景観などに対して様々な問題を引き起こす原因となり、周辺的生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

空き家等の適正管理については、管理不全な状態とならないよう、所有者等による管理者意識を向上させるよう様々な媒体を利用し、周知や情報提供等を実施します。

基本方針2 空き家等を積極的に「活用」し、循環させる

住宅ストックを有効に活用し、地域の活性化を図るため、空き家等の利活用を促す取り組みに重点を置き、町内への定住・移住促進を図ります。

また、空き家空き店舗活用支援事業により、空き家空き店舗等を活用した新規出店に対して支援を行います。

基本方針3 危険な空き家等の発生を抑制する

部材の飛散や倒壊、落雪、雑草・樹木の繁茂など、現に周囲に悪影響を及ぼしている（又は、予見される）空き家等については、早急な改善・措置が必要となります。地域の良好な生活環境と安全な暮らしを確保するため、危険な空き家等の発生を抑制できるように取り組んでいきます。

具体的には、危険老朽空き家解体助成事業により、周囲に危険を及ぼすおそれがある住宅や付属家等の解体・撤去に係る除却に対する支援を行います。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、特措法の改正や社会情勢の変化等にあわせ、適宜、本計画を見直すこととします。

計画期間 令和3年度から令和7年度まで

(3) 対象とする地区

本町の空き家等は町内全域に広く分布していることから、本計画における空き家等対策を実施する対象地区は 町内全域 とします。

対象地区 町内全域

(4) 対象とする空き家等の種類

本計画の対象とする空き家等は、特措法第2条第1項に定められている「空き家等^{※1}」とします。

なお、空き家等のうち、「特定空き家等^{※2}」に指定された空き家等については、地域の安全と快適な生活環境を早期に確保する必要があることから、危険度や緊急度、地域の要望などに応じて優先的に対策を進めていくこととします。

■用語の説明

※1 「空き家等」とは、概ね1年間未使用の建築物又は付属工作物とその敷地をいう

※2 「特定空き家等」とは、「空き家等」のうち、法第2条第2項に示されている通り、以下の状態にあると認められる空き家等をいう

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(5) 空き家等の調査

(a) 空き家等の調査に関する基本方針

本町では平成27年12月に町内全域を対象として空き家等の実態調査及び所有者等に対するアンケート調査を実施しました。調査結果は、空き家等調査一覧表及び調査台帳としてデータベース化されています。今後も空き家等に関する情報を最新の状態に保つため、日常調査や定期調査を行い、空き家等の状況把握に努めることとします。

■日常的な調査

近隣住民等からの連絡や、職員のパトロール等により管理不全な状態の建物等を発見した場合は、必要に応じて現地の状況確認や所有者等の情報を収集し、空き家等データベースを更新するとともに、所管課と連携して今後の対策や対応について検討します。

■定期的な調査

町内全域を調査範囲とした調査については、毎年、区長等へ空き家等に関する情報を照会し、外観目視による実態調査や所有者等の情報を収集し、空き家等データベースを更新するとともに、所管課と連携して今後の対策や対応について検討します。

(b) 調査方法及び調査項目

空き家等の状況を把握するため、現地へ赴き、外観目視調査を行います。調査項目は、大きく分けて以下の4項目となります。

表 4. 空き家等の主な調査項目

調査項目	主な調査内容
建物の基本情報	空き家等の所在地や構造、築年数、空き家等の所有者等の氏名、現住所など
外観調査結果	屋根や外壁、窓の状態、設備の状況、景観面や防犯上の状態、空き家等周辺の状態など
位置図	空き家等の位置図
住宅の不良度判定	空き家等の不良度判定（『外観目視による住宅の不良度判定の手引き（国土交通省住宅局）』に則り、住宅の不良度を定量的に評価）

なお、詳細な調査項目については、空き家等調査台帳に記載のある項目となります。（図3参照）

所有者等の把握にあたっては、土地建物登記簿や、固定資産税台帳などに基づき調査を行います。

[調査結果]		住宅地図番号		共通番号		
調査年月日		調査員氏名				
判定者						
所見						
利活用可能性						
調査状況						
危険度						
緊急度						
処理状況						
[建物状況]						
地区名		地区コード		調査番号		
建物所在地番						
建物所有者	氏名		生年月日			
	住所		電話番号			
			緊急連絡先			
土地所有者	氏名		生年月日			
	住所		電話番号			
			緊急連絡先			
建物管理者	氏名		生年月日			
	住所		電話番号			
			緊急連絡先			
	関係		管理状況			
建物の概要	物件番号		延床面積(m ²)		登記情報	
	種類(用途)		1階床面積(m ²)			登記有無
	主体構造		2階以上床面積(m ²)			抵当権有無
	屋根構造		建築年月日			抵当権者
	階数		築年数		根抵当権者	
	地下					
建物状態	全体		設備状態	電気配線	有	
	窓			電話配線	有	
	屋根			ガスボンベ	無	
	外壁			燃料タンク	有	
	進入防止措置			危険物	無	
				水道設備	無	
				浄化槽	無	

図 3.空き家等調査台帳 (1/4)

環境の 状 態	けもの類・昆虫		臭い	
	雑草繁茂			
防犯上 の状態	施錠(扉・窓)		侵入者の 情 報	
	可燃物放置			
内部の状態	床・天井		柱・内壁	
周辺環境	学校施設	国道		私道
	公共施設	県道		通学路
	保育所	町道		鉄道
	その他			

[行政措置状況]

行政措置等	行政措置	助成費(円)		措置履歴	年月日	措置内容
	執行年月日	代執行費(円)				
	期限年月日					
	所有者措置					

[状況写真]

図 3.空き家等調査台帳 (2/4)

位置図

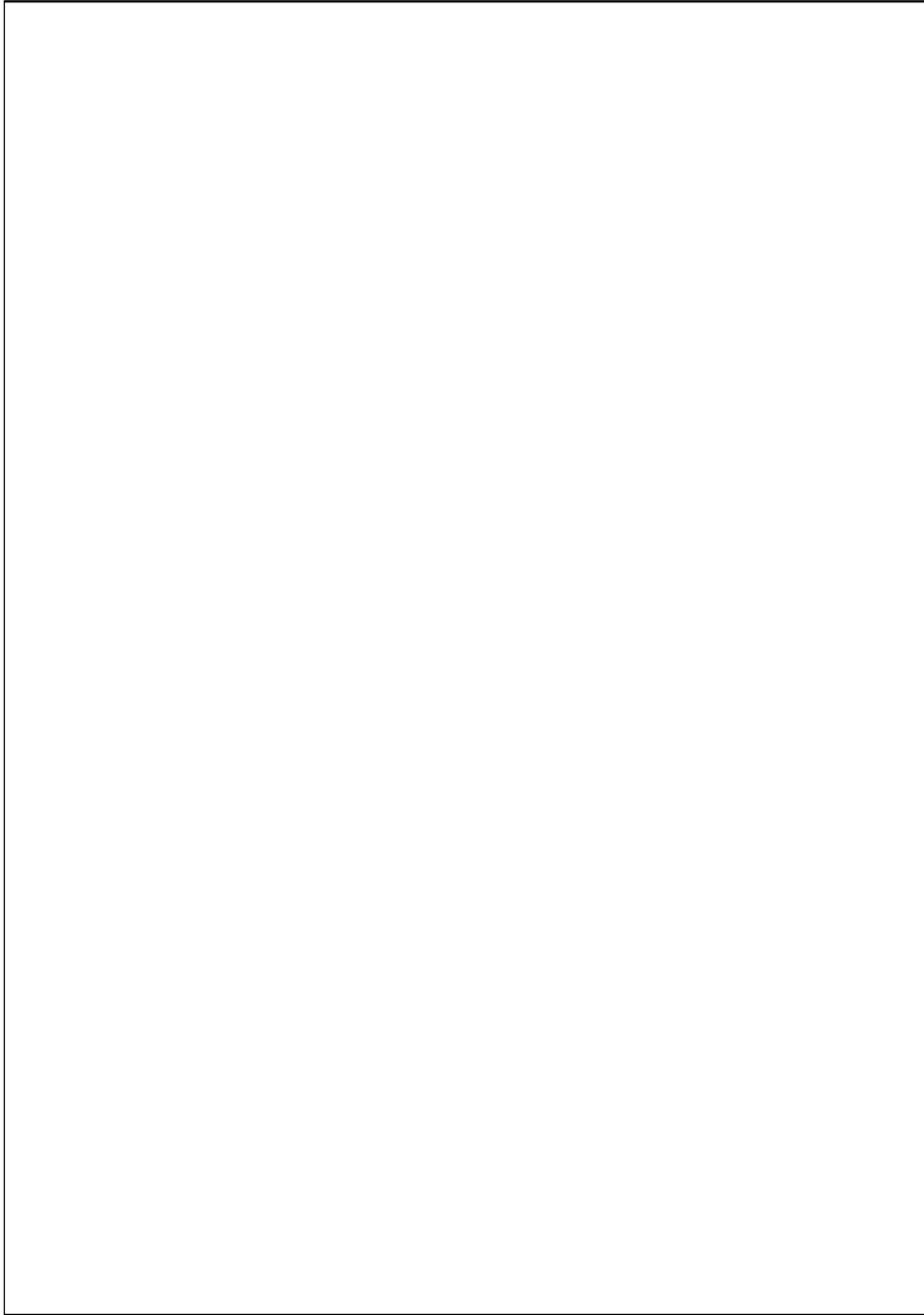


図 3.空き家等調査台帳 (3/4)

[判定理由]

評価区分	評価項目	評価内容	配点	評点	最高評点	
1	構造一般の程度	①基礎 イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		50	
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20			
		②外壁 外壁の構造が粗悪なもの	25			
2	構造の腐朽又は破損の程度	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修正を要するもの	25		100	
		③基礎、土台、柱又ははり ロ 基礎の不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50			
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100			
		④外壁 イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15			
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		⑤屋根 イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15			
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁 イ 延焼のおそれのある外壁があるもの		10
ロ 延焼のおそれがある外壁の壁面数が3以上あるもの	20					
⑦屋根 屋根が可燃性材料でふかされているもの	10					
4	排水設備	⑧雨水 雨樋がないもの	10		30	

[住宅の不良度の測定基準]

※不良住宅は、住宅地区改良法施行規則第1条(住宅の不良度の測定方法等)の規定により、同規則別表第一

「住宅の不良度の測定基準」により不良度を評定し、合算した評点100以上のものが不良住宅と判定される。

但し、この測定基準は住宅全体(内部・外部)に対する不良度を評定するものであるが、本調査では外観目視による項目に限定して判定したものであり、上表には建物内部の評価点数は含まれていないことに留意すること。

合計 0点

図3.空家等調査台帳(4/4)

第4章. 空き家等の適切な管理の促進

空き家の管理は特措法第3条において「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているとおり、所有者自らが適切に管理することが原則となります。憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権にも所有者の権利の保証と責任が規定されているため、空き家に関する問題についても当事者が解決を図ることが原則となります。

(1) 空き家等の適正管理に関する意識の醸成・啓発

所有者等の意識の向上と理解増進を目的とし、空き家の管理は所有者に責任があること、周辺に迷惑を及ぼさないような適正な管理が求められることなどについて周知・啓発を図ります。

(2) 町外居住者に対する空き家等の適正管理に関する周知

空き家等の所有者等は、町外に居住している方も多いため、町の広報やホームページによる情報発信だけではこうした町外に居住している所有者等に対して十分な周知を図ることができません。そのため、税務担当部局と連携し、固定資産税の納税者や納税管理人に通知される固定資産税納税通知書に空き家等の適正管理に関する文書を同封し、適正管理を促します。

(3) 相談窓口の一元化及び相談体制

町に寄せられる空き家等に関する苦情や相談の窓口を一元化することで、相談先の明確化と利便性の向上を図ります。また、空き家等に関する多様な相談に柔軟に対応できるよう、国や県の関係機関を紹介するなど、専門家によるアドバイスを受けられる体制を整えます。

(4) 空き家等管理代行サービス等の活用促進

空き家等が適正に管理されずに放置される原因のひとつとして、空き家等の所有者等が遠方に居住していることや、高齢のため、自ら管理することが困難であることなどが多く見受けられます。このような場合であっ

ても空き家等が適正に管理されるよう、民間の空き家等管理代行サービス等の活用についての情報提供を受けられる仕組みについて検討します。

(5) 危険老朽空き家等に関する除却の促進

町内の景観及び町民の安全安心の確保を図るため、町内に存在する危険老朽空き家の解体・撤去に対する支援に取り組んでいきます。

第5章. 空き家等及び跡地の活用の促進

(1) 空き家バンクの利用促進

空き家等の有効活用を通して本町と都市住民の交流拡大や定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクを創設しています。空き家バンクに登録されている空き家等の情報は、町のホームページや広報等で情報の公開や提供を行うとともに、宅地建物取引業協会などと連携しながら、空き家バンクの積極的な利活用に向けて取り組めます。

(2) リフォーム支援や耐震改修補助等の検討

国や県、金融機関などの支援制度を活用し、空き家等の利活用に向けた住宅のリフォームや耐震改修工事などの取り組みを促進します。

(3) 空き家等の新たな活用に向けた取り組み

本町では、空き家等を有効活用して、空き家等の所有者等が自ら又は第三者に貸与するなどして、空き家等を住居や店舗、工場、地域交流拠点、体験型施設などとして積極的に有効活用できるよう、空き家等の情報提供等の必要な支援を行います。

また、跡地の活用の促進のため土地の利活用について、交差点の拡幅や退避所設置、雪捨て場の確保などに取り組めます。

第6章. 特定空家等に対する考え方及び措置

(1) 基本的な考え方

特定空家等についても、適正な管理と同様に、所有者等が自己の責任において自主的に問題の改善及び解決を図ることを基本原則とした上で、町民の良好な生活環境と安全・安心な暮らしを守るため、特定空家等に認定された所有者等に対して、管理不全な状態の改善を図るために必要な措置をとるよう「助言・指導」「勧告」「命令」「代執行」等の行政措置を行い、問題の早期解決に努めます。

なお、特定空家等の判定基準及び特定空家等に対する措置に関する行政手続きについては、特措法第14条の各項に定められた内容に基づくとともに「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を踏まえて進めることとします。

(2) 特定空家等の認定

特定空家等の認定に際しては、当該空き家等に関する周辺への影響、所有者等の状況、立入調査結果などの状況等を踏まえ、地域住民の生命、身体、財産、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられる空き家等について、庁内組織等で協議し、町長が認定します。

(3) 特定空家等に対する措置

特定空家等に認定された空き家等については、特措法に基づき、空き家等の所有者等に対して法的な措置を講ずることとなります。特定空家等に対する措置の流れについては、図4のフローに示しています。

(a) 助言・指導（特措法第14条第1項）

当該空き家等の所有者等に対して、管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう、口頭または書面で「助言又は指導」することができます。

(b) 勧告（特措法第14条第2項）

助言・指導が行われたにも関わらず、なお当該空き家等の状態が改善されないと認められるときには、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「勧告」することができます。

(c) 命令（特措法第14条第3項）

勧告を受けたにも関わらず、正当な理由がなくその勧告に係る措置がとられなかった場合は、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「命令」することができます。

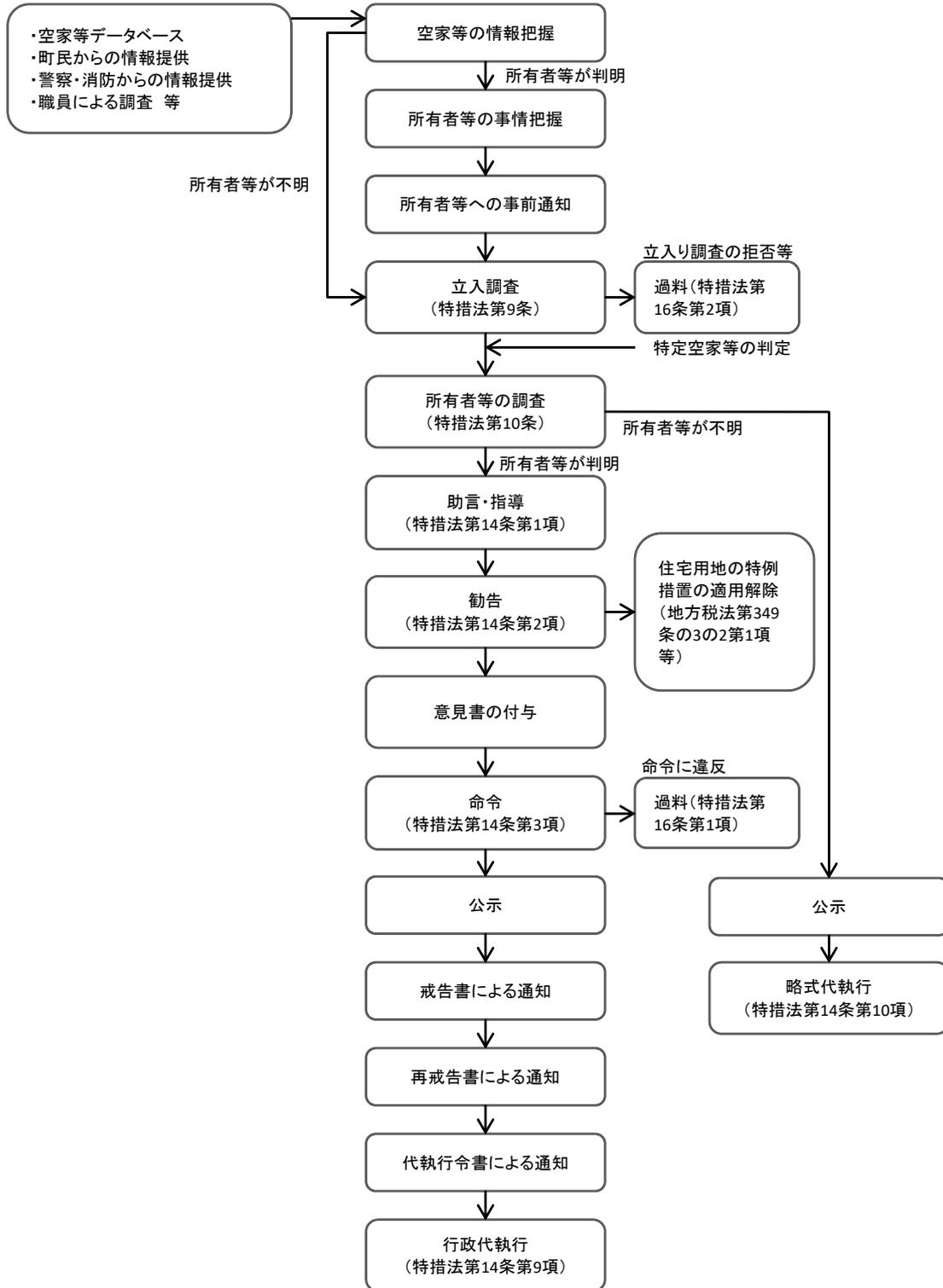
(d) 行政代執行（特措法第14条第9項） ※所有者等を確知できる場合

命令を受けたにも関わらず、その命令に係る措置が講じられない場合、措置を講じたとしても十分でない場合、措置を講じても期限までに完了する見込みがないときには、行政代執行法の定めるところに従い、行政代執行を行うことができます。代執行に要した費用は、町が所有者等から徴収することができます。（行政代執行法第5条）

(e) 略式代執行（特措法第14条第10項） ※所有者等を確知できない場合

過失がなく命令が行われるべき所有者等を確知できない場合は、略式代執行を行うことができます。

図 4.特定空家等の措置に関するフロー



第7章. 空き家等に関する相談体制

空き家等の増加に伴い、空き家等に関連する地域住民や所有者等からの相談が増えてきています。空き家等の相談の内容は、危険空き家に関する苦情、衛生、景観、防犯・防災面での相談、解体、建物や土地の利活用（賃貸・売買）、管理、税金、相続、補助制度に関するものなど多岐にわたっています。

地域住民等から寄せられた空き家等に関する様々な相談や悩みは、町民課で受け付けた上で、その内容に応じて所管課が密接に連携して対応します。（表5参照）

表 5.空き家等に関する相談受付窓口

受付課	電話番号	時間
真室川町役場 町民課	0233-62-2054	平日 8時30分～17時15分まで

町で対応が困難なものについては、国や県等の関係機関を紹介するなど、専門家によるアドバイスを受けられる体制を整えます。

第 8 章. 空き家等対策の実施体制

空き家等対策に係る事務の主管部局は、「町民課」とします。また、関係各課と協力して空き家等対策の円滑な推進に努めます。また、町民課、企画課、建設課、総務課などからなる庁内組織にて、空き家等対策計画の策定及び変更に関する協議を行います。（表 6 参照）

表 6. 空き家等対策の実施体制

組 織	組 織	役 割
庁内組織	町民課 （主管部局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等対策計画の策定、変更 ・ 空き家等対策検討委員会の運営 ・ 空き家等の相談窓口対応 ・ 特定空家等に対する措置 ・ 空き家等データベースの管理 ・ 草木や樹木、悪臭、動物等、生活環境に係る相談、現地調査、対応方針の検討など ・ 固定資産税台帳等からの空き家等の所有者等調査 ・ 社会資本整備総合交付金事業の「空家再生等推進事業」 ・ 空き家等に関するその他事務全般
	企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家バンク、移住・定住対策
	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅リフォーム、耐震改修の補助
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯対策、警察との連携 ・ 防災対策、災害対策

